

こらえんじょ！ 税の滞納

**STOP
滞納！**

税の納め忘れは
ありませんか？

11月

12月

県税・市町村税
県下一斉
徴収強化月間

徳島県と美波町は、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、連携して県下一斉に徴収を強化します。（一部については、10月から先行実施）

徳島県・美波町



催告しても納付して
いただけない滞納者
に対しては、財産の
差押などの滞納処分
を行います。

※納付できない特別
の事情がある方は
必ずご相談下さい。

浄化槽の維持管理を
別々に申し込まれている方へ

便利でお得な

保守点検・法定検査の一括契約のご案内

浄化槽をご利用される方は、保守点検・清掃・法定検査の3つの維持管理を定期的実施しなければなりません。

当協議会の維持管理一括契約をご利用されますと、「保守点検と法定検査」の2つの維持管理をまとめて依頼することができます。

また、口座振替で維持管理料をまとめてお支払い（一括払）いただくことで、別々に支払うより500円割引されるようになり、これまでより便利でお得に維持管理することができます。

この機会にぜひ「浄化槽維持管理一括契約」制度をご利用いただくことをお勧めします。

ご希望の方には申込用紙をお届けいたしますので、海部郡に営業所のある保守点検業者または徳島県環境技術センター（電話088-636-1234）までご相談ください。

【お問い合わせ先】

海部郡浄化槽一括契約協議会

事務局 徳島県環境技術センター事業企画推進部

TEL 088-636-1234 FAX 088-636-1122

国民年金だより



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付してください。

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書に表示されている電話番号にお問い合わせください。

◆ねんきん加入者ダイヤル（平成30年11月1日～平成31年3月15日）

TEL 0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まるお電話でおかけになる場合は → TEL 03-6630-2525

※ナビダイヤルは一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。

※TEL03-6630-2525の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。